

No	該当箇所・頁	意見	対応
1	全般	・出来上がった成果(ガイドライン)は、実際に活用される事が重要であるため、各種の研修や現場で活用し、業界の方にも参考となるよう広く周知すること。	・ガイドラインは、国土交通省のホームページへ掲載し、広く周知する予定です。
2	全般	・ガイドラインは、基本的な考え方や過去の事例を紹介するものであり、その活用の仕方や留意点については、使用者に対して研修等で十分説明する必要がある。	・ガイドラインは、使用者に対して様々な機会を通して周知徹底する予定です。
3	全般	・ガイドラインの大きな目的は、設計と施工の連携である。設計時から施工時に対応すべき事を事前に検討すること、設計時の思想を施工時にスムーズに引き継ぐこと、施工時に設計時の思想を十分理解した上で安全に施工を行うことといった、設計開始から施工完了に至る一連の考え方をうまくつなげる工夫が必要。	・第2章2.1、第3章3.5に設計と施工の連携の必要性を記載した。
4	全般	・ガイドラインでの事例紹介(第6章)にあたっては、配慮すべき事項を過去の事例を踏まえて細かく記載すること。また、巻末に付録として掲載する個別事例は、工事名や業者等が特定できないよう加工するものとする。	・第6章の事例紹介にあたっては、分かり易く概要と対応及び解決策などとして具体的に記載した。また、事例については業者等が特定できないよう配慮する。
5	全般	・ガイドラインの中で、それぞれの実施項目について、誰が行うか、誰が責任を負うかを分かるように整理する必要がある。	・第2章2.1『港湾施設の整備の安全性向上にあたっての基本原則』に記載した。
6	全般	・本委員会の成果を「港湾の施設の技術上の基準」、「港湾工事共通仕様書」等へ反映させる際の改訂の方針についても、今後、本委員会でご審議頂き取りまとめる。	・『反映させる際の改訂方針』について、事務局案を提示し委員会にてご審議頂き取りまとめる。
7	全般	・今後、浮体・架設・基礎関連事例以外にもその他として港湾と異なる考え方の事例等を増やしていったらどうか。	・第6章に継続的事例収集・分析を行うことの必要性を追記した。
8	タイトル	・ガイドラインの現時点のタイトル案は、対象が大規模仮設工に限定しているような印象を与えるため、内容を包括したものに再考した方が良い。	・一定以上の規模や技術を要する施工の安全性についてとりまとめることを考えていることから、大規模な工事に伴う仮設と橋梁等の架設や大規模な浮体の曳航等を等としている。引き続き、タイトルを検討していく。
9	活用	・ガイドラインを活用するための手順を示したフローチャートがあると分かり易いのではないか。	・第1章1.4本書の構成の中で活用手順、活用フローを記載した。
10	第2章	・今後もあらゆる事例を共有していく事が重要であるため、P3の第2章の総則に、事例収集・分析に努めるように明記すべきではないか。	・第2章2.1『港湾施設の整備の安全性向上にあたっての基本原則』に記載した。

ガイドラインへの意見及び対応 : 港湾工事における大規模仮設工等に関する技術検討委員会(第3回) 2/2

No	該当箇所・頁	意見	対応
11	第2章2.1	・P3の「2.1 設計の基本原則」において、「本体構造物の設計では、」と限定された記載になっているが、仮設工や特殊施工を含めた本体構造物の全体の設計から施工の完了に至る一連の過程が対象であることが分かるよう表現を工夫すべき。	・第2章2.2設計の基本原則に『特殊施工を伴う本体構造物「等」の設計では・・・』で「等」を追記した。
12	第3章3.1	・P5の「3.1 標準的な施工手順の設定」において、「できるだけシンプルな工法・手順とすることを第一」との記載があるが、一概に特殊施工はシンプルにすべきとは言えない。技術開発や新技術へのチャレンジ意欲を損なわないような表現にすべき。	・『できるだけシンプルな「工法」手順とすることを第一・・・』 「工法・」を削除した。
13	第3章3.4	・「3.4 リスクの評価と対応」ではなく、問題の抽出と考える。リスクの抽出と問題の把握が始めにあった方が良い。	・第3章3.4 「リスクの評価とその対応」に「リスクマネジメントを行い、必要な場合には設計で安全代・・・」を追記した。
14	第3章3.4及び第5章5.1	・P6の「3.4 リスクの評価とその対応」やP11の「5.1 施工過程の検証」等において、それぞれ“リスク”や“問題”が「発生していないかどうかを検証すること」というような表現とすると、小さいものが軽視される懸念あり。それよりも例えば“リスクの抽出と把握”や“問題の有無の確認”等として、事業者の問題解決力を競わせ、各自工夫ができるような仕組みを追記すべき。	・第5章5.1施工過程の検証で『設計の際に・・・』の中で「問題の有無の確認、リスクの抽出し、解決策について検討する」を追記した。
15	第3章3.4及び第5章5.1	・P6の「3.4 リスクの評価とその対応」やP.12の「5.1 施工過程の検証」等においては、問題が起きた場合の対応方法についても検討するよう追記する。	・第3章3.4下から2行目「実施工にあたっては・・・検討する」を追記した。及び第5章5.1施工過程の検証で『設計の際に・・・』の中で「問題の有無の確認、リスクの抽出し、解決策について検討する」を追記した。
16	第3章3.5	・P6の「3.5 施工段階への申し送り」において、その方法としては、全ての港湾工事で行うこととなっている「三者会議」を活用すべきであり、その旨追記するとともに、第2章の総則や追加するフローチャートにも位置づけるとよい。	・第2章フローチャート(追記)及び第3章3.5に「三者会議」の活用を追記した。
17	第3章及び第5章	・P5の第3章やP11の第5章において、たとえどんなにリスク管理の検討・対策をしたとしても不測の事態は起きてしまうものであるため、その発想を検討させるよう追記すべき。また、現場でリスク管理をするためのチェックリストを作成するよう追記する。	・第1章1.1目的の7行目「一方で不測の事態・・・」、第3章3.4終わりから2行目「実施工にあたっては・・・」及び第5章5.4の終わりから2行目「また、事前想定を行うことで・・・」を追記した。
18	「粘り強い化」	・最近推進されている「粘り強い化」についても、追加的な施工を行う場合があり、ガイドラインで追記すべきか検討する必要がある。	・第4章4.2「設計の整合性への配慮」の下から3行目に、『特に、近年・・・必要がある』を追記した。

ガイドラインへの意見及び対応 : 港湾工事における大規模仮設工等に関するワーキンググループの主な意見(第1・2回) 1/2

No	該当箇所・頁	意見	対応
1	全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誰がどの時点で検討し「安全性への担保」に責任を負うのか良く分からない。</li> <li>・設計・施工両者への連帯責任をイメージしたガイドラインなのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2章『2.1港湾施設の整備の安全性向上にあたっての基本原則』に記載した。</li> </ul>
2	全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「港湾基準」に書かれていて、ガイドラインに書かれていないことについては、ガイドラインに反映させてもよい。注意が必要だが逆にガイドラインの検討内容の一般的な安全性に関する内容を基準に反映することもありうる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特殊な施工、一般的な施工等に関する内容等も考慮しつつ、それぞれの反映すべき内容について検討を進める。</li> </ul>
3	表題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドラインの題名には、「大規模仮設工」という文言が残っている。内容と題名が合っていないので、できればタイトルは見直してはいかがか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一定以上の規模や技術を要する施工の安全性についてとりまとめることを考えていることから、大規模な工事に伴う仮設と橋梁等の架設や大規模な浮体の曳航等を等としている。引き続き、タイトルを検討していく。</li> </ul>
4	表題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アウトプットイメージは、題名が大事である。ガイドラインの題名には、「安全性向上に向けた」や「安全向上に資する」といった文言を入れるべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・『港湾工事における仮設工等の「安全性向上に向けた」設計・施工ガイドライン』→「安全性向上に向けた」を追記した。</li> </ul>
5	目次等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多くの人に活用頂くためには、活用の手順フローがあると分かり易い。</li> <li>・このガイドラインの対象となる工事の実施フロー及び本ガイドラインを誰がどのタイミングで利用するのかについて、ガイドラインの前段に記載した方がよい。</li> <li>・より多くの人に活用して頂くためには、活用の手順フローがあると分かり易い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1章1.3 本書の構成の中で活用手順、活用フローを記載した。</li> </ul>
6	第1章 1.2 適用範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適用範囲は、特殊施工が対象とのことだが、新規の構造形式の場合も対象とすべきではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1章1.2適用範囲の3行目『新規の構造形式』を追記した。</li> </ul>
7	第3章 3.4 リスクの評価と その対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重大なミスや事故だけを防ぐ内容を記載するのか、設計上の余裕代等の他の安全対策等も含めて事故を防ぐ内容を滲み出すのか検討が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リスク評価は、リスクの大きいものだけではなく小さなリスクも含めて対象とすべきであり、同趣旨の記載は現状の施工管理基準、施工管理体制等の内容に含むと考えている。</li> </ul>
8	第3章 3.4 リスクの評価と その対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「・・・トラブル対応に必要な期間や工費を評価し、事業全体に与える影響が大きいと考えられる場合には設計で安全代を見込んでおくなどの対応を行う。」とあるが、設計業務の現状として、あらゆるトラブルのシナリオを想定し対応方法や工費を算出するのは不可能である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計時においても施工時に想定されるトラブルについて、事前に対応方法を検討しておく意図で記載している。</li> </ul>

ガイドラインへの意見及び対応 : 港湾工事における大規模仮設工等に関するワーキンググループの主な意見(第1・2回) 2/2

No	該当箇所・頁	意見	対応
9	第3章、第4章	・理想としての記載は正しいと思うが、設計者は施工段階を完全に把握することができないため、設計段階でどこまでやるのか、責任等、最低限やるべき部分をしっかり記載するのが良い。	・第2章『2.1港湾施設の整備の安全性向上にあたっての基本原則』に記載した。
10	第4章	・参考文献・引用文献が一つも記載されていない。参考・引用文献を記載した方がよいのではないか。	・今後、参考文献や引用文献を追記していく。
11	第7章	・第7章の記載が少ない。更に事例収集して追加できないか。	・情報化施工及び計測施工等に関する事例を追記した。